

令和6年4月26日

各 位

各務原市長 浅 野 健 司

蘇原保育所空調等改修工事に係る技術提案書について

標記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、下記要領により技術提案書を作成し提出してください。

記

1. 工事の概要

- (1) 契約番号 2024000555
- (2) 工 事 名 蘇原保育所空調等改修工事
- (3) 工事場所 各務原市蘇原青雲町3丁目14 地内
- (4) 工事概要 空調設備改修に伴う設備工事を行う。
空調設備工事
(1) 空調機器設備 (2) 空調配管設備 (3) 換気設備 (4) ガス設備
撤去工事
余裕期間制度対象：余裕期間 令和6年7月3日まで
- (5) 工期 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
余裕期間 契約締結日から令和6年7月3日まで
工期の始期 令和6年7月4日
本工事は余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の対象工事であり、契約締結日から工期の始期の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
- (6) 本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

2. 技術提案書の提出

代表構成員の実績等に基づき技術提案書を提出すること。

- (1) 提出方法と提出期限
 - ・ 提出方法 電子メール (keiyaku@city.kakamigahara.gifu.jp まで)

- ・提出期限 令和6年5月22日（水）12時00分まで
- (2) 技術提案書の提出がない者の入札は無効とする。

3. 技術提案書確認書類の提出

入札執行後、落札候補者となった者は、技術提案書の内容を確認できる書類を提出すること。

- (1) 提出期間 提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 提出書類
- ・技術提案書（原本）
 - ・総合評価競争入札に関する技術提案書確認書類
 - ・評価内容の確認書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送による
- (4) 提出先 各務原市企画総務部契約経理課契約第一係

4. 技術提案書作成時の注意点

- (1) 作成する技術提案書の評価内容は、別添「加算点設定の詳細」のとおりとする。
- (2) 特に記載が無い限り、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- (3) 「2. 技術提案書の提出（1）」で提出した技術資料について、「3. 技術提案書確認書類の提出」までの間に変更が生じた場合は、評価点に変更がない場合に限り訂正が可能です。
- (4) 技術所見については、次の事項に留意して記載すること。
- ・簡潔かつ要領よく具体的に記述すること。またその詳細について説明を行うこと。
 - ・ひとつの技術所見につき、3項目を限度として提案すること。
 - ・1項目につき、提案内容を1ページにまとめて提出すること。複数項目ある場合は、ページを分けて提出すること。
 - ・主構造物の変更となるような提案は認めない。軽微なものであれば、構造上問題ないことを証明したうえで提案すること。
 - ・工事の状況により市に不利益な提案となる場合には、協議の上、提案の履行を中止させることができるものとする。
 - ・受注者が入札時に提出した技術資料のうち、受注者の責により、評価した提案が履行されなかった場合は、入札参加資格停止措置・工事成績評定の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更する。

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C：当初（変更がある場合は変更後）契約金額

α ：当初の全ての加算点、 β ：達成度合いに応じて再計算した全ての加算点

C'：達成度合いに応じた契約金額

- ・ 参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とすること。
- ・ 通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しない。
- ・ 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものであること。
- ・ 技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。
- ・ 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められない。
- ・ 下記に示すような提案内容は評価しない。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
(例：「徹底する」「できるだけ」「適切に」「丁寧に施工する」「必要に応じて」)
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
(例：実行したことを、写真等で確認できないもの)
 - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④提案の実行に確実性がないもの
(例：「監督員との協議により施工する」など)
- ・ 受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認する。